

営業許可申請書・営業届（新規 継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（☒）

申請者・届出者情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： shokuhin@△△△.jp		法人番号： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 山梨県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) かぶしきがいしゃ 〇〇しょくひん やまなし たろう		(生年月日)
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社 〇〇食品 山梨 太郎		年 月 日生
	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： store1234@△△△.jp		
	施設の所在地 山梨県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) △△すとあ		
	施設の名称、屋号又は商号 △△ストア		
	(ふりがな) やまなし はなこ	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 山梨 花子	受講した講習会	〇〇協会 〇年 〇月 〇日 講習会名称 養成講習会
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 肉、魚、牛乳、そうざい、弁当		自由記載
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☒ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐
営業届出	営業の形態		備考
	1	コンビニエンスストア	
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) やまなし じろう	電話番号	
	担当者氏名 山梨 次郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒		
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	☐			
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	☐			
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	☐			
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別		☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）			
			☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）			
			☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）			
			☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング			
	(ふりがな)		資格の種類			
食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称	年 月 日		
使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合				
① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道）						
② ☐ ①以外の飲用に適する水						
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		☐
	ふぐの処理を行う施設					☐
	(ふりがな)					
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐			
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐			
	☐		☐			
	☐		☐			
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営 業 の 種 類		備考	
	1	年 月 日				
	2	年 月 日				
	3	年 月 日				
	4	年 月 日				
備考						